

## 解説



# 金融商品の分類及び測定に関するFASBの新会計基準

米国財務会計基準審議会 (FASB)  
国際研究員

かわにし やすのぶ  
**川西 安喜**



### はじめに

2016年1月5日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は、会計基準更新書 (ASU) 第2016-01号「金融商品—全般 (Subtopic 825-10)：金融資産及び金融負債の認識及び測定」を公表した。ASU第2016-01号は、FASBによる金融商品に関する会計基準を見直す作業の中の、金融商品の認識、測定、表示及び開示に関連する成果の一部である。

本稿では、ASU第2016-01号の概要について、公開の営利企業における取扱いを中心に解説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆

者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関するFASBの公式見解は、厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

### これまでの経緯

FASBは、金融商品に関する会計基準の見直しについて、2000年代の後半には会計基準の共通化を目標として国際会計基準審議会 (IASB) と共同で進めていた。しかし、金融危機への対応の方針について両審議会で見解が分かれたため、それぞれの審議会で別個に金融商品に関する会計基準の見直しを行うことにした。

IASBが、分類及び測定、減損、ヘッジ会計と3つのフェーズに分けて金融商品に関する会計基準の見直しに取り組むことにしたのに対し、FASBは単一のフェーズで取り組むことにした。2010年5月、FASBは金融商品に関する包括的な会計基準の案として、ASU案 (公開草案) 「金融商品 (Topic 825) 並びにデリバティブ及びヘッジ (Topic 815)：金融商

品の会計処理並びにデリバティブ及びヘッジ活動の会計処理の見直し」(以下「2010年の公開草案」という。)を公表した。この2010年の公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、FASBは2013年2月、改訂ASU案(公開草案)「金融商品—全般(Subtopic 825-10):金融資産及び金融負債の認識及び測定」(以下「2013年の公開草案」という。)を公表した。この2013年の公開草案において、FASBはデリバティブ及びヘッジに関する会計基準の見直しをその範囲から除外した。

このたび公表されたASU第2016-01号は、2013年の公開草案の内容を基に会計基準として最終化したものである。なお、IASBによる金融商品に関する会計基準の見直しの成果は、国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」として公表されている。

## 主な改善点

FASBは、ASU第2016-01号による金融商品に関する会計基準の主な改善点として、以下の点を挙げている。

### (1) 資本性金融商品の公正価値測定

ASU第2016-01号は、資本性金融商品(連結会計又は持分法会計が適用されるものを除く。)について、公正価値により測定し、その公正価値の変動を純利益に含めて認識することを要求している。ただし、資本性金融商品の公正価値が容易に算定可能ではない場合には、取得原価(過去に減損を認識している場合には減損損失控除後の取得原価)に、同一の発行者による同一又は類似する投資に関する秩序ある取引における観察可能な価格の変動を加減する方法を選択することを認めている。

債券などの負債性金融商品においては、その価値を実現する方法は、売却が満期保有かの選択肢があるものの、株式などの資本性金融商品においては、満期がないため、その価値を実現する主たる方法は、配当による回収を除けば、売却しかない。したがって、資本性金融商品については公正価値により測定することが適切であるとの結論に至った。

これに対し、市場関係者は、「戦略投資」については、公正価値の変動をその他の包括利益(OCI)に含める例外を設けることを主張した。しかし、FASBは、このような例外を含めることは会計処理を複雑にすることから、採用しなかった。FASBは、IASBが過去に同様の審議を行った際に、「戦略投資」を原則主義的に定義することは困難であり、必ずしも財務諸表の利用者にとっての有用性を増加させるとは限らないにもかかわらず、複雑性が増すと結論に至ったことも参考にした。

従前の米国会計基準では、公正価値が容易に算定できない資本性金融商品は、取得原価(過去に減損を認識している場合には減損損失を控除後の取得原価)により測定されていた。市場関係者の多くは、公正価値が容易に算定できない資本性金融商品について、救済措置を設けることに同意した。

### (2) 公正価値が容易に算定できない資本性金融商品の減損の評価の簡素化

ASU第2016-01号は、公正価値が容易に算定できない資本性金融商品の減損の評価について、定性的な評価を要求することにより簡素化を行っている。この定性的な評価は、有形固定資産等の減損の評価における定性的な評価に類似するものである。定性的な評価の結果、減損していると判断された場合に、資本

性金融商品を公正価値により測定し、帳簿価額がこの公正価値を上回る金額をもって減損損失を算定することになる。

従前の米国会計基準では、取得原価により測定される投資について、帳簿価額が公正価値を上回っているかどうかに基づき、減損の評価が行われていた。ただし、帳簿価額が公正価値を上回る場合であっても、その減損が「一時的ではない」と判断されない限り、減損損失は認識されなかった。したがって、減損損失を認識するかどうかということと、減損損失として認識する金額をいくらにするのかということの2つの判断が要求されていた。

ASU第2016-01号では、定性的な評価を行い、減損損失を認識するかどうかを判断し、認識する場合の金額は帳簿価額と公正価値の差額となる。すなわち、要求される判断は1つとなり、「一時的ではない」かどうかの判断は要求されないことになる。

### (3) 償却原価により測定される投資の公正価値の算定に関する注記の削除

従前の米国会計基準では、貸借対照表において償却原価により測定される投資について、その公正価値と、その公正価値の見積りに当たって用いた方法及び重大な仮定を開示することが要求されていた。ASU第2016-01号の発効後も、公正価値の開示は引き続き要求されることになるものの、償却原価が本来の測定基礎であり、公正価値は補足的な測定基礎であるとの考えから、公正価値の見積りに当たって用いた方法及び重大な仮定の開示は要求されないことになる。

なお、公開の営利企業以外の企業について、ASU第2016-01号は、貸借対照表において償却原価により測定される投資の公正価値の開示を免除している。

#### (4) 公正価値の開示における出口価格の概念の使用

ASU第2016-01号は、開示を行う目的で公正価値を測定する場合に、出口価格の概念を使用することを要求している。従前の米国会計基準では、入口価格の概念を使用することも認められていた。

入口価格の概念を使用することを認める規定は、公正価値測定に関する枠組みが定められる前に定められたものであり、現在でも、一部の企業がローンや債権の測定に入口価格の概念を用いている。しかし、同じ公正価値であっても、入口価格の概念と出口価格の概念が用いられることは比較可能性を損なうとの指摘が財務諸表の利用者からあったことから、ASU第2016-01号は出口価格の概念を統一的に用いることにした。

#### (5) 負債の自己の信用リスクの影響の表示

ASU第2016-01号は、公正価値オプションを適用し、公正価値により測定した負債の公正価値の変動のうち、金融商品に固有の信用リスク(いわゆる「自己の信用リスク」)の変動による部分について、OCIに含めて表示することを要求している。

信用リスクが増大すれば、負債の価値が減少し、利益が認識され、信用リスクが減少すれば、負債の価値が増加し、損失が認識されること(いわゆる「負債のパラドックス」)は、誤解を招くと市場関係者は主張してきた。ASU第2016-01号は、通常、債務者と決済されるために自己の信用リスクの変動による影響が実現しない、公正価値オプションを適用した負債について、自己の信用リスクの変動による公正価値の変動の影響をOCIに含めて表示することにした。デリバティブやトレーディング目的で保有する負債については、公正価値により決済することが可能な場

合が多く、自己の信用リスクの変動による影響が実現するため、対象外とした。

#### (6) 金融資産及び金融負債の区分表示

ASU第2016-01号は、金融資産と金融負債について、測定区分及び金融資産の形式(すわなち、有価証券であるか、ローンや債権であるか)によって貸借対照表上又は関連する注記において区分表示することを要求している。FASBは、2013年の公開草案において、貸借対照表上で区分表示することを提案していたが、その情報を注記において提供することも認めることにした。

#### (7) 売却可能有価証券に関連する税効果

ASU第2016-01号は、売却可能有価証券に関連する繰延税金資産について評価性引当金が必要であるかどうかの判断は、企業の他の繰延税金資産と併せて行わなければならないことを明確化している。従前の米国会計基準では、企業の他の繰延税金資産と併せて判断するかどうかについて、実務上、ばらつきが生じていることが指摘されていた。また、2010年の公開草案と2013年の公開草案において示されたFASBの考え方も変わっていた。

FASBは、繰延税金資産の回収可能性に関する判断について、売却可能有価証券の公正価値の変動から生じるものについてのみ、別個に判断する根拠がないことから、他の項目から生じる繰延税金資産と併せて判断することとした。この際、IASBが同様の暫定合意に至っていることも参考にした。

### IFRSとの差異

FASBとIASBは一時期、金融商品に関する会計処理を改善し、単一の認識

及び測定モデルに共通化するために共同で作業を行っていた。しかし、FASBは、現行の金融商品に関する会計基準の枠組みを維持し、限定的な改善を行うこととした。これは、IFRS第9号と完全に会計基準を共通化した場合の潜在的な費用対効果を評価した結果である。FASBは、現行の米国会計基準とIFRS第9号の間の差異がそれほど大きくないことから、IFRS第9号を完全に導入することによるコストと複雑性は、その便益を正当化しないと結論に至った。

米国会計基準とIFRSで金融商品に関する会計処理について差異は残るものの、FASBは、ASU第2016-01号によって、以下の3つの領域において会計基準の共通化が進むと考えている。

- ASU第2016-01号により、公正価値で測定される負債の公正価値の変動のうち、自己の信用リスクによるものをOCIに含めて表示する点は、IFRS第9号と共通化される。ただし、公正価値で測定することができる負債の範囲は米国会計基準とIFRSとで異なる。
- ASU第2016-01号により、ほとんどの資本性金融商品を公正価値により測定する点は、IFRS第9号を適用した結果と概ね整合している。ただし、IFRS第9号は、特定の資本性金融商品について、公正価値の変動をOCIに含め、その後、リサイクリングをしない取消不能の選択を当初認識時に行うことを認めている。
- ASU第2016-01号により、売却可能

有価証券に関連する繰延税金資産について評価性引当金が必要であるかどうかの判断は、企業の他の項目から生じる繰延税金資産と併せて行うことが明確化される点は、IASBがIAS第12号「法人所得税」の改訂に関連して行った暫定合意の内容と同じである。

### 発効日及び移行規定

ASU第2016-01号による改訂は、公開の営利企業については、2017年12月15日より後に開始する年度及びこれらの年度に含まれる四半期より発効する。早期適用は、自己の信用リスクに関連する規定を除き、認められない。

移行に当たっては、適用初年度の期首における累積的影響額について貸借対照表を修正する。公正価値が容易に算定できない資本性金融商品に関する規定は、その開示を含め、ASU第2016-01号の適用時に企業が保有する資本性金融商品に対して将来に向かって適用する。

### おわりに

FASBは当初、単一のフェーズで金融商品に関する会計基準の見直しを行うことを意図していたが、結果的に複数のフェーズに分けて会計基準の見直しを行っている。このたび公表されたASU第2016-01号は、金融商品の認識、測定、表示及び開示に関連する成果の一部で

あるが、他のフェーズの進捗状況は以下のとおりである。

金融資産の信用損失の測定に関する会計基準の見直しについて、FASBは、2010年の公開草案において金融商品の原則的な測定基礎を公正価値とすることを提案したものの、これを会計基準として最終化させずに、2012年12月に改訂ASU案(公開草案)「金融商品—信用損失(Subtopic 825-15)」を公表している。FASBは、2016年にこの公開草案の内容を基に会計基準として最終化する作業を行っているところである。

デリバティブ及びヘッジ活動に関する会計基準の見直しについて、FASBは、2010年の公開草案において改訂案を示したものの、2013年の公開草案ではその範囲から除外している。FASBは、2016年に現行のヘッジ会計を限定的に改訂することを提案するASU案(公開草案)の公表に向けた作業を行っているところである。

### 【参考文献】

Financial Accounting Standards Board, *Accounting Standard Update No. 2016-01, "Financial Instruments - Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities,"* January 2016.